

審議結果（令和 5 年度第 2 回）

審議会名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 5 年 12 月 4 日（月）

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室及び web 会議

出席者【会長・副会長等】

佐藤 宏之委員【会長】、藤井 恵介委員【副会長】、稲本 万里子委員、森谷 美保委員、藤井 雅子委員、浅見 龍介委員、内田 青蔵委員、山崎 祐子委員、谷口 貢委員、山本 志乃委員、鈴木 淳委員、中島 圭一委員、寺前 直人委員、谷川 章雄委員、金子 弥生委員、鈴木 伸一委員（16 名）

次回開催予定日

令和 6 年 2 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、齋藤

掲載形式

議事録

審議経過

（事務局）

ただいまより、令和 5 年度第 2 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会につきましては、前回同様、対面の会議形式と Web 会議形式の併用で開催させていただいております。ここからの議事の進行は佐藤会長にお願い申し上げます。

（佐藤会長）

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。本日の議事につきましては、部会報告の後、諮問事項が 1 件、協議事項が 1 件、報告事項が 3 件予定されています。

これらのうち、諮問事項の「県指定重要文化財の指定の諮問について」は、県指定に関わる未成熟情報であり、また、協議事項の「県指定重要文化財等の保存活用について」は、内部検討中の補助事業にかかることから、非公開としたいと考えています。

それ以外の報告事項については、公開とし、公開の方法は傍聴としますが、このことについて、御異議等がございますでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(佐藤会長)

御異議がないようなのでそのように進めさせていただきます。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

(事務局)

おりません。

(佐藤会長)

わかりました。本日傍聴者はいないということで、審議会に先立って開催された各部会で話し合われた内容について、各部会長から簡単に御報告をいただきたいと思います。それでは第1部会からお願いいたします。

<議事概要箇所>

○部会報告について

各部会での協議内容等が報告された。

○諮問事項「県指定重要文化財の指定の諮問について」

- ・教育委員会教育長からの諮問書が文化遺産課長から稲本委員に手交された。
- ・事務局から諮問案件についての概要説明が行われ、協議を行った結果、第1部会に調査を付託することとなった。

○協議事項「県指定重要文化財等の保存活用について」

県指定重要文化財等の保存活用について各部会から検討結果が報告された後、事務局から今後の予算編成予定等を説明し了承された。

(佐藤会長)

それでは報告事項に入ります。報告事項ア「国指定文化財の指定等について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

国指定史跡の追加指定について御説明します。資料3をご覧ください。

国の文化審議会(会長:佐藤 信)は、令和5年7月21日(金曜日)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「石垣山」(小田原市)について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申しました。

文部科学省は、令和5年9月28日(木曜日)付け官報において、国史跡「石垣山」(小田原市)について指定地の範囲を追加する旨の告示を行いました。

国の文化審議会は、令和5年10月20日(金曜日)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」「下寺尾西方遺跡」(茅ヶ崎市)について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申しました。

なお、現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件で前回から変更ありません。

続きまして、追加指定された石垣山についての概要について御説明します。石垣山については、秀吉が小田原攻めによって築かれた陣城跡であり、小田原城に対する「一夜城」として有名です。築城当時の野面積みの石垣が比較的良好に残り、本城曲輪、馬屋曲輪などからなっています。今回は、南曲輪、西曲輪及び本城曲輪の一部など、条件の整った部分を追加指定をいたしました。

続きまして、令和5年10月20日に答申のありました下寺尾官衙遺跡群について御説明いたします。

こちらは何回も追加指定が行われているところですが、神奈川県東部に所在する相模国高座郡家と考えられる官衙遺跡群です。正庁・正倉は7世紀末から8世紀中葉まで2期にわたって変遷し、その南西部には下寺尾廃寺跡(七堂伽藍跡)と呼ばれる郡寺が所在しています。今回、条件の整った部分として、次の下寺尾西方遺跡と重なる地点が追加指定となります。

連なっている下寺尾西方遺跡についても御説明します。

本遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた環濠集落跡で、拡張された段階では、南関東最大級の規模となります。その成立から解体までの過程を知ることができる点で重要であり、集落がほぼ完存する稀有な事例でもあります。石器と鉄器が出土し、南関東における鉄器化の実態を知ることができる、南関東における弥生時代中期後半の社会を知るうえで重要な遺跡であります。今回、下寺尾官衙遺跡群と同じ地点の条件が整った部分が追加指定されています。

史跡の追加指定については以上です。

国登録有形文化財の新規登録について御説明します。資料3、2ページ下部からの項番2をご覧ください。

国の文化審議会は、令和5年11月24日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「旧石田家国府津別邸主屋」ほか14件を登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に対して答申しました。今回の答申のとおり告示されると、本県の国登録有形文化財(建造物)は累計で329件となります。

今回指定となった15件について、資料を基に簡単に御説明させていただきます。

まず、小田原市国府津に所在する「旧石田家国府津別邸主屋」及び「洋館」について御説明します。

主屋は、座敷棟と厨房棟を雁行させた平屋建てで、東に洋館が接続します。座敷棟は西妻を玄関として入母屋屋根を重ねています。座敷は数寄屋風で、床などにも自由な造形が見られる上質な近代和風建築です。

洋館は、主屋の座敷棟の東側に接続する、切妻造スレート葺の建物です。外壁は鉄平石貼りと横板張りで、妻の部分が円弧基調のハーフティンバーとなっています。内部は一室で、暖炉と石貼りの煙突を擁します。瀟洒な山小屋風の建物で、戦前の別荘建築の好例です。

続きまして、秦野市本町に所在する6件について御説明します。これらはいずれも、既に国登録となっている五十嵐商店と同じ通りに所在しております。

まず、「旧澤良商店店舗兼主屋」及び「土蔵」です。

龍門寺の旧参道の入り口に立つ、元乾物青果商の店舗兼主屋です。店舗は木造二階建の切妻造平入銅板葺で、背面に平屋建ての寄棟造鉄板葺の主屋を接続します。秦野の賑わいを伝える商家遺構として評価されました。

土間は、店舗兼主屋の北に建つ旧商品蔵兼家財蔵です。土蔵造二階建、切妻造平入の置屋根で鉄板葺です。南面一箇所の戸口を店舗蔵前に開いており、内部は一、二階とも一室で、窓は二階の東妻のみです。小屋組みは登梁を牛梁で受けます。街路景観の要となる土蔵です。

同じく秦野市本町に所在する「立花屋茶舗店舗兼主屋」、「左の蔵」、「右の蔵」は、台町交差点の北、旧澤良商店の隣に位置する茶商です。店舗兼主屋は、つし二階建て、切妻造平入鉄板葺の店舗北に寄棟造二階建の主屋を接続します。店舗は銅板葺の下屋にガラス戸が建て込まれており、主屋の二階には東久邇宮盛厚王殿下の宿泊所とした座敷があります。通りに面した軒の低い町家で、秦野の歴史的な景観を形成します。

左の蔵と右の蔵は、いずれも店舗の背後に並ぶ商品蔵兼家財蔵です。土蔵造二階建、切妻造妻入で置屋根を鉄板葺とし、左の蔵と右の蔵の一連で下屋を付し、それぞれに両開き掛子塗戸の戸口を設け、二階の床には格子口付きの荷上げ口を備えます。外壁は、左の蔵は白漆喰塗りで腰は下見板張り、右の蔵はモルタル塗りで腰は洗い出し仕上げです。左の蔵、右の蔵ともに、龍門寺の旧参道の景観を形成します。

同じく秦野市本町に所在する「保全堂薬局店舗兼主屋」は、本町四ツ角交差点の南に位置する薬局です。二階建ての洋風店舗の西に二階建ての和風主屋を接続します。店舗は正面中央を薄く張り出し、三連の上下窓を設けており、出隅の柱頭飾りにレリーフなどのセセッション風意匠を用いた外観が特徴的で、通りの歴史的な景観を形成します。

続きまして、伊勢原市大山に所在する「大山寺本堂」について御説明します。

大山の中腹に東面して建ち、桁行・梁間共に五間の、入母屋造瓦型銅板葺の本堂です。前二間を外陣、後ろ三間を内陣と脇陣に画す密教系の本堂で、太い柱が林立し雄大です。正面の軒唐破風付き向拝には、木鼻の龍を始め多くの彫刻が横溢しており圧巻です。大山詣の隆盛を伝える大型の近代仏堂です。

続きまして、三浦郡葉山町堀内に所在する「旧平野家住宅主屋」について御説明します。JR 逗子駅と葉山御用邸を結ぶ国道の近傍に建ち、木造平屋建ての棧瓦葺で、庭に面した濡縁と樽縁付きの座敷を雁行状に配し、中二階の座敷を接続します。材木商であった当時の当主

により、随所に銘木が用いられた上質な近代和風住宅で、昭和前期に葉山に築かれた郊外住宅の好例として評価されました。

最後に、足柄下郡箱根町強羅の国指定名勝「神仙郷」に所在する5件について御説明します。

まず「山月庵」は、神仙郷の敷地中央北寄りに建つ茶室で、中央の広間席八畳には畳床、琵琶床、香炉棚を飾ります。東の茅葺屋根は三畳中板の小間で、蒲と煤竹の竿縁天井に吹寄丸太格天井を組み合わせています。変化に富む近代数寄屋の佳品です。

続きまして「日光殿（旧早雲寮）」は、神仙郷の南東に建つ、吉田五十八設計の芸術鑑賞用の大広間棟です。一階大広間は西寄りの小壁が廻る一郭と畳縁が当初の早雲寮からのもので、西に畳床を飾ります。この大広間から南の庭の芸能を観る形です。また、北東の増築部は東寄りの床が一段高く、ここが舞台にもなります。

最後に、「箱根美術館本館」、「別館」、「休憩所」です。

まず本館は、神仙郷の北西に位置する鉄筋コンクリート造の建物で、床スラブに中空コンクリートブロックを用いています。中央に玄関と階段室を設け、南北に二階建ての展示室を延ばします。三階の塔屋は棟反りのある寄棟屋根青瓦葺で、ここに景観と共に名品を鑑賞する貴賓室を設けています。

続いて別館は、神仙郷の北辺中央に位置します。補強コンクリートブロック造の平屋建ての西に鉄筋コンクリート造の二階建てを増築しています。平屋は棟反りをつけた寄棟造、増築部は宝形造の青瓦葺です。所蔵品に合わせて東洋趣味が加えられた建物です。

最後に休憩所は、神仙郷の北辺の東の端、北側の道路に面して建ちます。補強コンクリートブロック造の平屋建ての建物です。外壁は大壁風につくられており、陸屋根は庇を延ばしてわずかに高さを離れた三段となっています。西面北に券売口があり、南側は休憩室と売店になっています。南面に大きく窓が開けられており、この休憩室から庭園を鑑賞できます。

以上15件が、国登録有形文化財として今回答申されたものです。

報告事項アの説明は以上となります。

(佐藤会長)

この件について、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いします。

(全委員) <質問・意見なし>

(佐藤会長)

それでは次に行きたいと思います。報告事項イ「県指定天然記念物及び名勝の現状変更について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

「報告事項イ 県指定天然記念物及び名勝の現状変更について」御報告します。資料4をご覧ください。

本件については、前々より文化財保護審議会にて協議、報告をしております、神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る無許可現状変更の件であるため、概要の説明については、割愛させていただきます。

「1 経緯」の二つ目の丸をご覧ください。

今回の主題としましては、このたび事業者である横須賀市大楠漁業協同組合が許可条件に基づき、第9回目のモニタリング調査を実施し、調査報告書を提出したことを受け、県教育委員会が行った対応について報告するものです。

「2 県教育委員会の対応」の一つ目の丸をご覧ください。第9回調査報告書の提出を受けて開催した、令和5年度第2回モニタリング調査報告検討委員会にて協議を行った結果、次のことが確認されました。なお、本モニタリング調査報告検討委員会につきましては、今回の件を受け、当該文化財のモニタリング調査について専門的見地から県教育委員会に対し助言を行うことを目的として、令和3年7月12日に設置した委員会です。県文化財保護審議会からも第4部会の鈴木先生、金子先生に委員として御参加いただいています。

それでは改めまして、「2 県教育委員会の対応」をご覧ください。令和5年度第2回モニタリング調査報告検討委員会にて協議を行った結果、次のことが確認されました。

ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。

イ ただし、底質及び底生生物調査に係る、浚渫された消波堤内側のデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。

以上のことが確認されました。

最後に「3 今後の予定」につきましては、現状変更の許可条件のとおり、引き続き、事業者は、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、年間4回のモニタリング調査を令和6年3月まで継続して実施いたします。

なお、令和5年9月29日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、事業者は第10回目のモニタリング調査を実施しました。また、令和5年度第3回モニタリング調査報告検討委員会は11月30日に開催いたしました。こちらの結果等につきましては、次回の文化財保護審議会の中で御報告いたします。

また二つ目の丸に記載のとおり、継続するモニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められる場合は、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請してまいります。

報告事項イの説明は以上となります。

(佐藤会長)

モニタリングは来年の春まで行い、その結果で判定するということになるかと思えます。このことについて、委員の皆様方から御質問、御意見等ありますでしょうか。

(全委員) <質問・意見なし>

(佐藤会長)

それでは、次の報告事項に移ります。報告事項ウ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料5をご覧ください。

まず、1番の史跡河村城の説明をさせていただきます。こちらは山北町にある中世の城郭ですが、樹木伐採について現状変更の申請がありました。

許可の理由としては、樹木伐採を行うものの、伐根は伴わないため、地下遺構への影響はないということと、景観の変化は伴うものの、戦国期には城の監視の必要性から、樹木の繁茂はなかったため、史跡本来の景観に戻すことになるということで許可をいただきました。

続いて、2番の横浜市青葉区にある、史跡稲荷前古墳群について説明します。地質調査、ボーリング調査となりますが、許可理由としては、ボーリング調査や資材運搬のモノレール設置により掘削を伴うものの、古墳から離れた急傾斜地であり、地下遺構への影響は軽微であると判断されるためです。このモノレールについても、調査後に撤去されるということで許可をしていただきました。

続きまして、史跡・名勝江ノ島の現状変更の状況について御説明いたします。

まず、項番3「江ノ島」における、サムエル・コッキング苑内置型矢羽根サイン新設に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内において、置型矢羽根サイン3基を設置するものです。なお、本現状変更は事前に許可を受けずに実施された無許可の現状変更です。周知の埋蔵文化財包蔵地藤沢市No.1に該当しているため、別途、文化財保護法93条の届出が提出されています。設置される説明看板は、簡易な工作物として設置規模も僅かであることから、景観への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番4「江ノ島」における、サムエル・コッキング苑アクセス道路工事に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内、関係車両が使用している私道について、老朽化により通行に危険が生じていることから整備工事を行うものです。

掘削を伴うものの、当該地は斜面地であることから、埋蔵文化財が希薄であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、天然記念物の現状変更の状況について御説明いたします。

項番5「海老名の大櫓」における、土留め工に伴う現状変更です。海老名市国分南一丁目の指定地内において、既存のブロック塀・木柵を撤去し、新たに土留め工を行うものです。安全管理上必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番6「春日神社、常楽寺及びその周辺の樹叢」における、枯損木の伐採・剪定に伴う現状変更です。川崎市中原区宮内字白田耕地の指定地内において、樹木医より枯損木と診断された倒木の危険のあるヒノキの伐採を行うものです。安全管理・維持管理上必要な作業と判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番7「東高根のシラカシ林」における、枯損木等の伐採に伴う現状変更です。川崎市宮前区神木本町2丁目の指定地内において、土砂崩れの被害により倒木の恐れのある樹木3本と枯損木4本の伐採を行うものです。安全管理・維持管理上必要な作業と判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番8「神奈川県立小田原高等学校の樹叢」における、樹木の剪定に伴う現状変更です。小田原市城山3丁目の指定地内において、樹木の枝葉の伸長により、指定地外に張り出していることで、団栗や葉が民地へ落ちており、樹叢の維持管理上必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番9「天神島、笠島及び周辺水域」における、新設離岸堤築造工事に伴う現状変更です。横須賀市佐島（さじま）三丁目の指定地の南東部において、高波浪時に、越波・飛沫等の被害を受けることにより、度々背後の海岸沿いの道路の通行止めが生じている芦名3号護岸について、高潮対策工事を行うものです。工作物については指定範囲外の設置となりますが、工事中に台船を固定する際のアンカーが指定範囲内となります。施工区域付近では希少生物の群落等は確認されていないなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

なお、本件については、文化財保護審議会第4部会委員、及びモニタリング調査報告検討委員に事前確認をいただいています。

項番10「天神島、笠島及び周辺水域」における、第10回モニタリング調査に伴う現状変更です。横須賀市佐島（さじま）3丁目の指定地内において、消波堤周辺水域のモニタリング調査を行うものです。海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

項番11「神奈川県立小田原高等学校の樹叢」における、樹木の枝打ちに伴う現状変更です。小田原市城山3丁目の指定地内において、令和5年10月14日に発生した電線を巻き込む倒木がありました。その際電柱が折れたため、建替工事に伴い、電線に接触する箇所当たる枝葉の枝打ちを行うものです。樹叢の維持管理上、必要な作業であると判断されるため、記載の条件をもって許可したものです。

報告事項エの説明は以上となります。

(佐藤会長)

この件について、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いします。

(全委員) <質問・意見なし>

(佐藤会長)

よろしいですか。それでは事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

事務局から2点ございます。

1点目は委員の改選についてです。当審議会の任期は2年であり、令和4年4月11日から令和6年4月10日までとなっているため、来年度は委員の改選があります。

なお、本県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱に基づき、委員の在任期間は原則10年まで、最大でも12年とまで規定されています。該当の委員の先生方に対しては、後日、事務局より個別に改選に伴う後任委員の候補等について御相談させていただき、御承知おきくださいますようお願いいたします。

また、在任期間が満期を迎えない先生方に対しては、引き続き御指導を賜りたく、再任のお願いを改めてさせていただき予定です。何卒よろしくお願いたします。

2点目は次回の日程についてです。この場でお決めいただければと思います。

(佐藤会長)

事務局に案はありますか。

(事務局)

2月中旬から下旬、会場は横浜市内で開催させていただくということではいかがでしょうか。

(佐藤会長)

ただいま事務局から2月中旬から下旬という提案がありました。よろしいでしょうか。

(全委員) <意見等なし>

(佐藤会長)

ありがとうございます。2月中旬から下旬とする方向で、事務局で調整することいたします。

それでは、令和5年度第2回神奈川県文化財保護審議会は、これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。